

審査案件がない場合における国地方係争処理委員会への
情報通信機器を活用した出席の取扱いについて（案）

令和6年 月 日
国地方係争処理委員会

審査案件がない場合における、国地方係争処理委員会の開催にあたっては、以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催場所とは別の場所にいる委員を情報通信機器を活用して委員会に出席させることができる。